

1-2 学部の教員組織

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数								助手	設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数(表14(B)/計(A))	兼任教員数	備考
		教授		准教授		助教		計(A)						
		特任等(内数)												
法学部	法律学科	14	1	10	1	1	0	25	2	0	18	73.3	286	T・A 4
	自治行政学科	7	0	4	0	0	0	11	0	0	12			
	法学部 計	21	1	14	1	1	0	36	2	0	(30)			
経済学部	経済学科	22	1	13	1	3	2	38	4	0	28	79.4	325	T・A 14
	現代ビジネス学科	16	1	2	0	1	0	19	1	0	16			
	経済学部 計	38	2	15	1	4	2	57	5	0	(44)			
経営学部	国際経営学科	31	0	15	0	5	3	51	3	0	24	40.8	129	教務技術職員 1、T・A 7
外国語学部	英語英文学科	6	0	6	0	2	2	14	2	0	9	24.6	292	T・A 8
	スペイン語学科	6	1	2	0	2	0	10	1	0	6			
	中国語学科	6	0	2	0	1	1	9	1	0	6			T・A 9
	国際文化交流学科	20	2	16	0	5	3	41	5	0	6			
	外国語学部 計	38	3	26	0	10	6	74	9	0	(27)			
人間科学部	人間科学科	26	3	4	0	1	0	31	3	0	17	32.1	251	
理学部	情報科学科	10	0	7	0	1	0	18	0	6	10	33.6	152	教務技術職員 1、T・A 12
	化学科	12	1	1	0	2	0	15	1	1	10			教務技術職員 2、T・A 60
	生物科学科	9	1	2	0	2	0	13	1	4	10			教務技術職員 1、T・A 21
	(総合理学プログラム)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
理学部 計	31	2	10	0	5	0	46	2	11	(30)				
工学部	機械工学科	10	0	4	0	6	1	20	1	3	11	32.7	309	教務技術職員 6、T・A 42
	電子情報フロンティア学科	14	0	3	0	3	1	20	1	7	11			教務技術職員 4、T・A 30
	物質生命化学科	12	0	2	0	3	0	17	0	4	11			教務技術職員 2、T・A 40
	情報システム創成学科	9	0	3	0	4	1	16	1	3	11			教務技術職員 2、T・A 23
	建築学科	11	1	2	0	2	0	15	1	5	11			教務技術職員 4、T・A 28
	教室(数学・物理・化学・生物)	18	4	8	0	0	0	26	4	1	11			教務技術職員 2、T・A 1
	工学部 計	74	5	22	0	18	3	114	8	23	(55)			
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数											137			
合計		259	16	106	2	44	14	409	32	34	364		1,744	

- [注] 1 「専任教員数」については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表してください。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。その場合、(表19-3)及び(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入されます。
たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例です。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複記入しないでください。
- 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めてください。
なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述しても結構です。
- 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。
- 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
- 11 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。
- (KU) 1 2008年5月1日以降の退職者<経済学部経済学科(教授)、経営学部国際経営学科(准教授)、外国語学部英語英文学科(教授)、外国語学部国際文化交流学科(准教授)、工学部建築学科(助教)>5名を含む。
- (KU) 2 専任教員数には、在外・国内研究員、サバティカル制度適用者を含む。
- (KU) 3 2006年4月に入学定員の変更を行っており、設置基準上必要教員数は完成年度(2009年度)の必要教員数を示している。